

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、障害児の保護者は、障害児入所給付費等の支給を受けようとするときは、県に申請する。県は、児童相談所長の意見を聴き、障害児入所給付費等の支給の要否を決定する。入所給付決定保護者が、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所又は入院の申込みを行い、当該指定障害児入所施設等から指定入所支援を受けたときは、当該入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等を支給する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①障害児入所給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第24条の3第1項) ②障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給に関する事務(法第24条の3第1項、第24条の6第1項、第24条の7第1項、法第24条の20第1項) ③医療受給者証又は入所受給者証に関する事務 ④入所給付決定の取消しに関する事務(法第24条の4第1項) ⑤資料の提供等の求めに関する事務(法第57条の4第3項) ⑥申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の7第7項) ⑦Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</p>
③システムの名称	障害児入所給付費管理システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児入所給付費等台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表の8の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11の項、18の項、19の項 【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (障害児入所給付費)42の項、125の項、161の項 (障害児入所支援)14の項、18の項、20の項、80の項、81の項、144の項、155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大分県福祉保健部障害福祉課 所在地:大分市大手町3丁目1番1号電話番号:097-506-2743(内線:2827)
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人未満(任意実施)]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月9日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月9日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障害児入所給付費管理システムを扱うPCにおいて、静脈認証を利用しアクセス権限を制限して対応している。 マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数職員での確認を実施し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

[自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている
判断の根拠	障害児入所給付費管理システムを扱うPCにおいて、静脈認証を利用しアクセス権限を制限して対応している。 マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、複数職員での確認を実施し、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	大分県福祉保健部障害福祉課 所在地:大分市大手町3丁目1番1号電話番号:097-506-2745(内線:2746)	大分県福祉保健部障害福祉課 所在地:大分市大手町3丁目1番1号電話番号:097-506-2743(内線:2743)	事後	人事異動
平成29年7月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の8の項、14の項、15の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第7条、第11条</p> <p>※番号法別表第二の15の項にかかる主務省令は未制定</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の10の項、14の項、16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項</p> <p>○別表第二主務省令 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条</p> <p>※番号法別表第二の10の項、14の項、108の項、116の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の8の項、14の項、15の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第7条、第11条</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の10の項、14の項、16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項</p> <p>○別表第二主務省令 第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条</p>	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」最終改正による変更
平成29年4月1日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害児入所給付費等管理システム【仮】、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	障害児入所給付費管理システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	システム確定のため
令和1年6月25日	新様式への変更		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I-3 法令上の根拠	○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)別表第三の7の2 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用)別表第五の8の2 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第3条第23項及び第5条第22項 ○児童福祉法施行規則第25条の7第1項、第7項、第10項、第25条の17第1項、第25条の19第1項	削除	事後	
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	【情報照会】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の8の項、14の項、15の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第11条	【情報照会】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の8の項、14の項、15の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第7条、第11条、第11条の2	事後	
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供】 ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の10の項、14の項、16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項 ○別表第二主務省令 第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条	【情報提供】 ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の10の項、14の項、16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項 ○別表第二主務省令 第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2	事後	
令和5年5月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月16日	I-1-② 事務の概要	<p>1 事務の概要 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、障害児の保護者は、障害児入所給付費等の支給を受けようとするときは、県に申請する。県は、児童相談所長の意見を聴き、障害児入所給付費等の支給の要否を決定する。入所給付決定保護者が、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所又は入院の申込みを行い、当該指定障害児入所施設等から指定入所支援を受けたときは、当該入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等を支給する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①障害児入所給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第24条の3第1項) ②障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給に関する事務(法第24条の3第1項、第24条の6第1項、第24条の7第1項、法第24条の20第1項) ③医療受給者証又は入所受給者証に関する事務 ④入所給付決定の取消しに関する事務(法第24条の4第1項) ⑤資料の提供等の求めに関する事務(法第57条の4第3項) ⑥申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の7第7項)</p>	<p>1 事務の概要 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、障害児の保護者は、障害児入所給付費等の支給を受けようとするときは、県に申請する。県は、児童相談所長の意見を聴き、障害児入所給付費等の支給の要否を決定する。入所給付決定保護者が、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所又は入院の申込みを行い、当該指定障害児入所施設等から指定入所支援を受けたときは、当該入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等を支給する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①障害児入所給付費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第24条の3第1項) ②障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給に関する事務(法第24条の3第1項、第24条の6第1項、第24条の7第1項、法第24条の20第1項) ③医療受給者証又は入所受給者証に関する事務 ④入所給付決定の取消しに関する事務(法第24条の4第1項) ⑤資料の提供等の求めに関する事務(法第57条の4第3項) ⑥申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の7第7項) ⑦Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</p>	事前	
令和7年12月16日	I-1-③ システムの名称	障害児入所給付費管理システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	障害児入所給付費管理システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月16日	I-3 法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の7の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条</p>	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表の8の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条</p>	事後	
令和7年12月16日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の8の項、14の項、15の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第7条、第11条、11条の2</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の10の項、14の項、16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項</p> <p>○別表第二主務省令 第9条、第11条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2</p>	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11の項、18の項、19の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (障害児入所給付費)42の項、125の項、161の項 (障害児入所支援)14の項、18の項、20の項、80の項、81の項、144の項、155の項</p>	事後	
令和7年12月16日	I-8 連絡先	大分県福祉保健部障害福祉課 所在地:大分市大手町3丁目1番1号電話番号:097-506-2743(内線:2743)	大分県福祉保健部障害福祉課 所在地:大分市大手町3丁目1番1号電話番号:097-506-2743(内線:2827)	事後	
令和7年12月16日	新様式への変更		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正